

地震・火山噴火研究の連携と協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 北海道大学大学院理学研究院、弘前大学大学院理工学研究科、東北大学大学院理学研究科、秋田大学大学院工学資源学研究科、新潟大学災害・復興科学研究所、東京大学地震研究所、東京大学大学院理学系研究科、東京大学史料編纂所、東京工業大学火山流体研究センター、名古屋大学大学院環境学研究科、京都大学防災研究所、京都大学大学院理学研究科、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、鳥取大学大学院工学研究科、高知大学理学部、九州大学大学院理学研究院、鹿児島大学大学院理工学研究科、立命館大学総合科学技術研究機構、東海大学（以下、「関連機関・部局」という。）は、それぞれの機関・部局及び機関・部局に設置されている関連施設（別表1）の相互の連携と、地震及び火山噴火とこれらによる災害に関する先端的な研究を実施するため、研究協力協定を締結する。

(目的)

第2条 本協定は、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画」（以下、「建議」と言う。）に基づき、地震及び火山噴火研究に関し、関連機関・部局間の連携を緊密にし、もって研究の有効な推進を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 前条に定める目的を達成するため、関連機関・部局は地震・火山噴火研究ネットワークを形成し、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 建議に基づく地震及び火山噴火に関わる研究の立案と実施
- (2) 建議に基づく地震及び火山噴火研究に関わる研究者交流
- (3) 建議に基づく地震及び火山噴火研究に関わる学部及び大学院学生の交流
- (4) 建議に基づく地震及び火山噴火研究に関わる予算案作成及び予算執行

(連携・協力)

第4条 前条に基づく連携・協力の実施にあたっては、全国共同利用研究所である東京大学地震研究所に設置されている地震・火山噴火予知研究協議会を活用して行う。

(有効期間)

第5条 本協定は平成26年4月1日に発効し、建議の計画実施期間である平成31年3月31日まで有効とする。本協定の改訂、修正は、適宜関連機関・部局間の文書に基づく合意によるものとする。また、本協定に参加している関連機関・部局は脱退の少なくとも6ヶ月前までに他関連機関・部局に対して通告することにより、脱退することができる。

別表 1

関連機関・部局の施設
北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター
弘前大学大学院理工学研究科附属地震火山観測所
東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター
東京大学地震研究所附属地震予知研究センター
東京大学地震研究所附属火山噴火予知研究センター
東京大学地震研究所附属地震火山噴火予知研究推進センター
東京大学地震研究所附属観測開発基盤センター
東京大学地震研究所附属地震火山情報センター
東京大学大学院理学系研究科附属地殻化学実験施設
名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山研究センター
京都大学防災研究所附属地震予知研究センター
京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設
高知大学理学部附属高知地震観測所
九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター
鹿児島大学大学院理工学研究科附属南西島弧地震火山観測所
東海大学海洋研究所地震予知研究センター